

津市地域ささえあい訪問支援事業補助金交付要綱

平成 2 9 年 7 月 1 1 日訓第 7 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画した地域の支え合いの体制づくりを推進するため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「地域ささえあい訪問支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、地域ささえあい訪問支援事業（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業として行う事業をいう。以下「補助事業」という。）を行う本市の区域内に住所を有する者を主体として構成される団体であって、市長が適当と認めるものに対し、当該補助事業に要する費用を対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、補助事業に要する費用に相当する額（当該額が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

1 月当たりの補助事業の利用者が 3 人以上 1 0 人未満の場合	1 月当たり 2 0 , 0 0 0 円
1 月当たりの補助事業の利用者が 1 0 人以上の場合	1 月当たり 3 0 , 0 0 0 円

2 前項の規定により算出された補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、補助金の交付の決定に係る会計年度内において補助事業を実施する日の 1 0 日前又は当該年度の 4 月 1 日

のいずれか遅い日とする。

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成29年7月14日から施行し、同年4月1日以降に実施した補助事業について適用する。

(交付申請の期限の特例)

2 平成29年4月1日からこの訓の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して10日を経過した日までに実施した補助事業に係る規則第3条第1項の別に定める期日は、第5条の規定にかかわらず、同年7月31日とする。

(実績の報告の特例)

3 平成29年4月1日から施行日までに完了した補助事業に係る規則第12条の規定による実績報告書の提出は、第6条の規定にかかわらず、同年7月31日までにこれを行わなければならない。